

発行日 2024年10月12日

電話：(03)3671-5941

依頼社名			東京都八丈町役場			事業種別								
施設名						検体名			給水					
採水場所			No.7 藍ヶ江港シャワー場(安川水源系管末)			水 源								
採 水 日			2024年10月4日 7:50		採 水 者	武田卓弥		遊離残留塩素		0.2 mg/L				
天 候			前 日			気 温								
			当 日			水 温			採水区分	他社	持込区分	他社		
試 験 項 目			試 験 結 果			基 準 値		試 験 項 目			試 験 結 果		基 準 値	
1	一般細菌		0 個/mL			100個/mL以下		27	総トリハロメタン		0.001 mg/L未満		0.1mg/L以下	
2	大腸菌		不検出			検出されないこと		28	トリクロ酢酸		0.003 mg/L未満		0.03mg/L以下	
3	カドミウム及びその化合物					0.003mg/L以下		29	プロシクロメタン		0.001 mg/L未満		0.03mg/L以下	
4	水銀及びその化合物					0.0005mg/L以下		30	プロモホルム		0.001 mg/L未満		0.09mg/L以下	
5	セレン及びその化合物					0.01mg/L以下		31	ホルムアルデヒド		0.008 mg/L未満		0.08mg/L以下	
6	鉛及びその化合物					0.01mg/L以下		32	亜鉛及びその化合物				1mg/L以下	
7	ヒ素及びその化合物					0.01mg/L以下		33	7メチル及びその化合物				0.2mg/L以下	
8	六価クロム化合物					0.02mg/L以下		34	鉄及びその化合物				0.3mg/L以下	
9	亜硝酸態窒素					0.04mg/L以下		35	銅及びその化合物				1mg/L以下	
10	シアン化合物(水及び塩化シアン)		0.001 mg/L未満			0.01mg/L以下		36	ナトリウム及びその化合物				200mg/L以下	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					10mg/L以下		37	カドミウム及びその化合物				0.05mg/L以下	
12	フッ素及びその化合物					0.8mg/L以下		38	塩化物イオン		19.8 mg/L		200mg/L以下	
13	砒素及びその化合物					1mg/L以下		39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)				300mg/L以下	
14	四塩化炭素					0.002mg/L以下		40	蒸発残留物				500mg/L以下	
15	1,4-ジオキサン					0.05mg/L以下		41	陰イオン界面活性剤				0.2mg/L以下	
16	シス1,2-ジクロロエチレン及びトランス1,2-ジクロロエチレン					0.04mg/L以下		42	ジェオスミン				0.00001mg/L以下	
17	ジクロロメタン					0.02mg/L以下		43	2-メチルイソボルネオール				0.00001mg/L以下	
18	テトラクロロエチレン					0.01mg/L以下		44	非イオン界面活性剤				0.02mg/L以下	
19	トリクロロエチレン					0.01mg/L以下		45	フェノール類				0.005mg/L以下	
20	ベンゼン					0.01mg/L以下		46	有機物(TOC)		0.3 mg/L未満		3mg/L以下	
21	塩素酸		0.06 mg/L未満			0.6mg/L以下		47	p H値		7.7		5.8 ～ 8.6	
22	クロロ酢酸		0.002 mg/L未満			0.02mg/L以下		48	味		異常なし		異常でないこと	
23	クロホルム		0.001 mg/L未満			0.06mg/L以下		49	臭気		異常なし		異常でないこと	
24	ジクロロ酢酸		0.003 mg/L未満			0.03mg/L以下		50	色度		0.5 度未満		5度以下	
25	ジプロモクロロメタン		0.001 mg/L未満			0.1mg/L以下		51	濁度		0.1 度未満		2度以下	
26	臭素酸		0.001 mg/L未満			0.01mg/L以下		52						
判定			適合：上記検査項目については、水道法水質基準に適合です。											
備考			色度実測値：0.06度 濁度実測値：0.000度											
試験期間			2024年10月4日 ～ 2024年10月12日					水道法水質基準項目の検査方法及び採水方法は						
検査責任者			センター長 岩 澤 潤 一					平成15年厚生労働省告示第261号によります。						